

医療・社会福祉・保育施設等

物 価 高 騰 対 策 応 援 金

物価高騰が継続し、医療機関、社会福祉施設、保育施設等において、光熱費や食材費等の負担が増えている一方、収入は原則公定価格で決まっているなど、高騰分を価格転嫁できない状況を踏まえ、県内の医療機関、社会福祉施設、保育施設等を運営する事業者に対し、施設区分、提供するサービス種別等に応じた応援金を支給します。

1 支給概要

申請期間	令和4年10月21日(金)～令和4年12月15日(木)
支給額	施設区分、提供するサービス種別等に応じた金額 ※詳細は裏面「支給単価」をご確認ください。 ※支給は1事業所、施設1回限りです。
対象者	県内に所在する医療機関等、高齢者介護・福祉サービス事業所等、障害福祉サービス事業所等、救護施設、保育施設等を運営する事業者、法人
申請書類	様式第1号 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金支給申請書
申請方法	申請書類は下記の「申請書提出先」に電子メール、郵送又は持参によりご提出ください。

2 問合せ・申請書提出先

支給申請書類は下記の対象施設ごとの申請書提出先にご提出ください。

施設区分	問合せ・申請書提出先	電話番号・電子メール
病院、診療所、助産所	福祉保健部 健康医療局 医療政策課	電話:0857-26-7207 電子メール:iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp
薬局	福祉保健部 健康医療局 医療・保険課	電話:0857-26-7226 電子メール:iryou-hoken@pref.tottori.lg.jp
高齢者介護・福祉サービス事業所等	福祉保健部 ささえあい福祉局 長寿社会課	電話:0857-26-7175 電子メール:choujyushakai@pref.tottori.lg.jp
障がい児福祉施設	福祉保健部 ささえあい福祉局 子ども発達支援課	電話:0857-26-7865 電子メール:kodomoshien@pref.tottori.lg.jp
障がい者福祉施設	福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課	電話:0857-26-7866 電子メール:shougai Fukushi@pref.tottori.lg.jp
救護施設	福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課	電話:0857-26-7144 電子メール:fukushi-kansashidou@pref.tottori.lg.jp
保育施設等	子育て・人財局 子育て王国課	電話:0857-26-7150 電子メール:kosodate@pref.tottori.lg.jp
こども食堂	子育て・人財局 家庭支援課	電話:0857-26-7869 電子メール:kateishien@pref.tottori.lg.jp
児童養護施設等、DV被害者等支援施設		電話:0857-26-7149 電子メール:kateishien@pref.tottori.lg.jp

※郵送、持参の場合:申請書提出先住所(共通) 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

3 支給単価

区分	支給対象者	施設区分・提供するサービス種別等の区分	支給単価
医療機関等	県内に所在する病院、診療所、助産所、薬局を運営する事業者(法人又は個人)	病院、診療所(有床) ※保険医療機関に限る。	・1施設当たり700,000円 ・1床当たり44,000円を加算 ※休床の病床は支給対象外
		診療所(無床)、歯科診療所※保険医療機関に限る。	・1施設当たり200,000円
		助産所	・1施設当たり70,000円
		薬局※保険薬局に限る。	・1施設当たり70,000円
高齢者福祉施設等	県内に所在する高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人	【訪問系事業所】 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・1施設当たり70,000円
		【通所系事業所】 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション	・1施設当たり20,000円(定員29人以下) 35,000円(定員30人以上) ・定員等1人当たり2,000円を加算 ※「定員等」は令和4年9月の平均実利用者人数とする。
		【入所・居住系施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)、養護老人ホーム、有料老人ホーム、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅	・1施設当たり70,000円(定員9人以下) 100,000円(定員10人以上29人以下) 150,000円(定員30人以上) ・定員等1人当たり5,500円を加算 ※「定員等」は令和4年9月の平均実利用者人数とする。
		【短期入所施設】 短期入所生活介護(空床利用型を除く)、短期入所療養介護(空床利用型を除く)	・1施設当たり70,000円(定員9人以下) 100,000円(定員10人以上29人以下) 150,000円(定員30人以上) ・定員等1人当たり5,500円を加算 ※「定員等」は令和4年9月の平均実利用者人数とする。
		居宅介護支援事業所	・1施設当たり70,000円
		【多機能型施設】 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	・1施設当たり35,000円 ・定員等1人当たり2,000円を加算 ※「定員等」は令和4年9月の平均実利用者人数とする。

区分	支給対象者	施設区分・提供するサービス種別等の区分	支給単価
障がい児福祉施設	県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人	【入所系施設】 障害児入所施設	・1施設当たり150,000円 ・定員1人当たり7,000円を加算
		【通所系事業所】 児童発達支援、放課後等デイサービス	・1施設当たり35,000円 ・定員1人当たり2,000円を加算
		【訪問系事業所】 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	・1施設当たり15,000円
		【相談等事業所】 障害児相談支援	・1施設当たり15,000円
障がい者福祉施設	県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人	【入所系施設】 施設入所支援	・1施設当たり150,000円 ・定員1人当たり7,000円を加算
		【居住系施設】 療養介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練	・1施設当たり70,000円 ・定員1人当たり6,000円を加算
		【通所系事業所】 生活介護	・1施設当たり35,000円 ・定員1人当たり2,000円を加算
		【短期入所施設】 短期入所	・1施設当たり20,000円 ・定員数と令和4年9月の実利用者数のうち、少ない人数1人当たり2,000円を加算
		【訓練・就労系事業所】 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)	・1施設当たり20,000円 ・定員1人当たり2,000円を加算
救護施設	県内の救護施設を運営する法人	【訪問系事業所】 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	・1施設当たり70,000円
		【相談等事業所】 自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	・1施設当たり15,000円
保育施設等	県内の保育施設等を運営する事業者	【保育施設等】 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設	・児童1人当たり2,580円 ※児童数は令和4年10月1日時点とする。
		こども食堂	・1施設当たり58,000円
		【児童養護施設等】 児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親	・入所児童等1人当たり6,480円 ・通所児童等1人当たり3,240円 ※児童等人数は令和4年10月1日時点とする。
		DV被害者等支援施設	・1施設当たり28,000円

詳細は鳥取県HPをご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/ouenkin/>

鳥取県 物価高騰対策応援金

